

コンビニ会計が企業会計原則を逸脱する理由

その真実は実際に行なっている企業が、説明の求めに口を噤んでいるため分かりません。しかし、その真相を知るヒントはあります。 此処に紹介する執筆は企業関係者がネット上で公開している考えです。 此れほどの知識（但し、専門外の様子で契約書と同様に解りずらい言い回しですが）を持つ人物が、偽装された自らの仕組に気付かないとは考えにくく、科学的に説明しようとするだけで、その綻びが露呈し本部側の狙いが見えてきます。

ここで重要なことは、企業会計原則からの逸脱したコンビニ会計の存在を認めている事と、コンビニ会計の正当性を説明するには一般会計(会計原則を遵守)では出来ないことを認めている事です。（一般会計を間違いとまで述べています。）

同様の説明は過去に週刊エコノミスト 2006/7/12号でセブンイレブン社長名の反論記事にもみられました。 - 「セブンイレブン以外の他の一般小売業においては、廃棄や棚卸ロスの原価部分は売上原価、販売費、営業外に振替えを明確に処理するシステムが構築されていない為、会計実務においては総売上原価を売上原価とすることも許容しているにすぎないので。」と一般会計(企業会計原則の遵守)を否定しました。

此れより参考記事〔赤下線のある重要語句をクリックすると、間違いを補足する説明にリンクします。〕

[2007/2 開設-初心者オーナーのコンビニ問題考察] より

廃棄原価は誰が負担する 2008-1-20

廃棄原価は誰が負担するのでしょうか？一般小売商店では当然その店が負担します。

コンビニでも廃棄原価を店が負担することに異存がある人はほとんどいないでしょう。

中には廃棄原価を加盟店が全額負担することを知らなかったと言う人もいるでしょうが、これは事前に会計を理解できなかったのとは意味が違います。あまりに事業契約をおろそかにし過ぎです。

きつく言えば社会人とし事業を行なう人間としては不適合者です。少なくとも契約内容に異を唱える権利は在りません。しかし、現状ではこれらの人が騒いでいるような気がします。

さて、販売できなかった商品は不良品として廃棄されるか品ベリとして処理されます。これを実際の会計処理で行なってみるとどうなるか。

原価 70 円、売価 100 円 10 個仕入 月初在庫・期末在庫 0 チャージ 60%のケースで考えてみます。

①廃棄 0 の場合

一般小売：売上 1000-原価 700=売上総利益 300 最終利益 300 円

コンビニ：売上 1000-総売上原価 700=売上総利益 300 $300 \times 40\%$ =最終利益 120 円

もし一般会計でコンビニを処理した場合：売上 1000-原価 700=売上総利益 300 $300 \times 40\%$ =最終利益 120 円

②販売 9、廃棄 1 の場合

一般小売：売上 900-原価 700=売上総利益 200 最終利益 200 円

コンビニ：売上 900-（総売上原価 700-廃棄原価 70）=売上総利益 270 $270 \times 40\%$ -営業費 70 =最終利益 38 円

もし一般会計でコンビニを処理した場合：売上 900-原価 700=売上総利益 200 $200 \times 40\%$ =最終利益 80 円

①と②の各項目での最終利益の差額の意味を検討してみます

一般小売：① $300 - 200 = 100$ これは原価 70 と販売益 30 が 1 個分減ったことを意味しています

コンビニ：① $120 - 38 = 82$ これは原価 70 と販売益 $30 \times 40\%$ が 1 個分減ったことを意味しています

もし一般会計でコンビニを処理した場合：① $120 - 80 = 40$ これは原価 70 のうち 30 を本部が負担しています

もっと分かりやすくする為に③仕入 11 個、販売 10、廃棄 1 の場合を考えてみます。

一般小売：売上 1000-原価 770=売上総利益 230 最終利益 230 円

コンビニ：売上 1000-（総売上原価 770-廃棄原価 70）=売上総利益 300 $300 \times 40\%$ -営業費 70 =最終利益 50 円

もし一般会計でコンビニを処理した場合：売上 1000-原価 770=売上総利益 230 $230 \times 40\%$ =最終利益 92 円

①と③の差額は

一般小売：① $300 - 230 = 70$ 廃棄原価 70 を店が負担しています

コンビニ：① $120 - 50 = 70$ 廃棄原価 70 を店が負担しています

もし一般会計でコンビニを処理した場合：① $120 - 92 = 38$ これは原価 70 のうちチャージ率と同じ 40%の負担を店がしています

廃棄になった商品、品べりを起こした商品、その負担は誰がすべきか。

答えは分かりきっています。そしてその正しい答えに沿った会計処理をなさねばなりません。

結論：廃棄原価を店の全額負担にするには、コンビニ会計しか処理の方法がない。

廃棄チャージを最高裁が認めた??? 2007.1.27

「廃棄チャージを最高裁が認めた」という書き込みを散見します。
何故こうなるのでしょうか？廃棄チャージの定義すら認識できずに言葉を濫用しているだけなのか？整理してみましょう。

まず、廃棄チャージ論者が「廃棄チャージを最高裁が認めた」というのは最高裁判決の補足意見に書かれている

①<廃棄ロスや棚卸ロスは、加盟店の利益ではないから、これが営業費として加盟店の負担となることは当然としても、本件契約書においては、これらの費用についてまでチャージを支払わなければならないということが契約書上一義的に明確ではなく、被上告人のような理解をする者があることも肯けるのであり、場合によっては、本件条項が錯誤により無効となることも生じ得るのである。>

②<上告人担当者から明確な説明があればまだしも、廃棄ロスや棚卸ロスについてチャージが課せられる旨の直接の説明はなく、これらが営業費に含まれ、かつ、営業費は加盟店の負担となるとの間接的な説明があったにすぎないというのである。>

この部分から言っているのでしょうか。

これらと共通するものに公正取引委員会による「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」の中に同じような表現があります。

(見切り販売の制限)

○廃棄ロス原価を含む売上総利益がロイヤルティの算定基準となる場合において、本部が加盟者に対して、正当な理由がないのに、品質が急速に低下する商品等の見切り販売等を制限し、売れ残りとして廃棄することを余儀なくさせること（注4）。

(注4) コンビニエンスストアのフランチャイズ契約においては、売上総利益をロイヤルティ算定の基準としていることが多く、その大半は、廃棄ロス原価を売上原価に算入せず、その結果、廃棄ロス原価が売上総利益に含まれる方式を採用している。この方式の下では、加盟者が商品を廃棄する場合には、加盟者は廃棄ロス原価を負担するほか、廃棄ロス原価を含む売上総利益に基づくロイヤルティも負担することとなり、

廃棄ロス原価が売上原価に算入され、売上総利益に含まれない方式に比べて、不利益が大きくなりやすい。

これらは、廃棄ロス原価が売上総利益に含まれ、結果として廃棄ロスにチャージが課せられていると書かれているので、短絡的に考える人は、廃棄ロスにチャージ=廃棄チャージとなるわけです。

一般会計とコンビニ会計を比較すれば売上総利益には廃棄原価相当額の差額が生じます。しかし、加盟店が廃棄原価を全額負担するためにはコンビニ会計しかないわけですから、裁判

においても「営業費として加盟店の負担となることは当然」つまり当たり前だとなったわけ
です。

廃棄チャージを主張する人の論拠は

正) 一般会計 誤) コンビニ会計ですが、裁判で確定したのが誤) 一般会計 正) コンビニ
会計です。<販売 9、廃棄 1 の場合>の例で見てみましょう。

コンビニ：売上 900・(総売上原価 700-廃棄原価 70) = 売上総利益 270 $270 \times 40\%$ ・営業費
70 = 最終利益 38 円

もし一般会計でコンビニを処理した場合：売上 900-原価 700 = 売上総利益 200 $200 \times 40\%$ =
最終利益 80 円

③：正) 80 円 - 誤) 38 円 = 42 円 不当に売上総利益が拡大 これが廃棄チャージ論 しかし、
実態は

④：正) 32 円 - 誤) 80 円 = -42 円 不当に売上総利益を縮小しろ

廃棄チャージ論でなくても比較すれば差額は生じるのです。

差額は③④共に 42 円あります。最高裁や公取の書いている差額とはマイナスです。マイナ
ス差額を廃棄チャージと呼ぶのなら廃棄チャージは存在するでしょう。しかし、廃棄チャー
ジ論者の主張はプラス差額ではなかったのですか？

いつからマイナス差額も廃棄チャージと呼ぶようになったのでしょうか？

一般会計を比較の対照にすることは不適正なのです。不適正な比較ならいくらでも創出でき
ます。

ネットに書かれていたのには、7 のチャージは高いので L のチャージを適用しろ。差額があ
るのでこれを L チャージと呼ぼうというのがありました。

いくらでもマイナス差額は創造できますね。合理性や正当性が不必要のですから。

ただし、例外があります。それは、契約内容に関して正しい説明がなされなかった時です。

そして、実はその例外とは世の中に存在していないのです。

詳しくはまた。

結論：不正な（プラスの）廃棄チャージは存在しない。

フランチャイズ法とは（F C法） 2008.2.12

最近、少し騒がれているようですが残念ながら騒いでいる人の大半がF C法に関して何も知らないようです。

簡単に概略を説明しましょう。

もともと、フランチャイズ商法に対する各種法律は各国バラバラに存在していました。1990年代に入り、旧社会主義国、一部の発展途上国において、地元企業を存続させつつ欧米資本を導入する手段として、フランチャイズが注目され、フランチャイズに関する立法が増加したのです。ところが、その中には、フランチャイズ契約についての十分な理解を欠くのではないかと疑われるものもあったため、正しい理解に基づく立法のモデルを示す必要があることから情報公開モデル法が2002年にユニドロワ<(Unidroit. The International Institute for the fication of Private Law)、各国の私法の統一を目的として1926年に設立された国際機関（政府間組織）であり、現在日本を含む59カ国が参加している。>により制定されたのです。

それを受け、各国が既存の法律を修正しフランチャイズにおける情報開示規準が制定されました。日本では中小小売商業振興法（開示項目）と独占禁止法（フランチャイズ・システムに関する独占禁止法の考え方について）が2004年に改正され、以後すべてのF Cで事前に契約概略などで規定どおりの情報が公開されています。

F C法とは一般的にこの情報開示法をのことを言います。

F C法の名がつく法律の事ではありません。（勘違い、その1）

では、騒いでいる人たちの意見「アメリカみたいなF C法がないから日本は遅れている。」を検証してみましょう。

まず、各国の状況から

カナダ	連邦法なし（州法が2つ）	
イギリス	なし	
フランス	商法典L330-3条	契約締結前の開示義務
ドイツ	なし	
イタリア	なし	
スペイン	小売業の規整に関する法律7/1996号	契約締結前の開示義務
マレーシア	フランチャイズ法	契約締結前の開示義務
		本部と加盟者の契約関係に対する規制
韓国	加盟事業取引の公正化に関する法律	契約締結前の開示義務

不公正な取引方法の禁止

中国	商業特許経営管理弁法 他多数の法律	
日本	独占禁止法 中小小売商業振興法	不公正な取引方法の考え方の明示 本部の契約締結前の開示義務
アメリカ	連邦取引委員会規則	本部の契約締結前の開示義務

ビジネスフォーマットフランチャイズ（コンビニなど）を規制する法律はマレーシア及び韓国（一部）だけです。

中国にも規制はありますが主に外資に対しての規制です。なお、マレーシアは国策としてフランチャイズ振興をしていますのでそのために同時に細かい規制が必要だったのです。

さて、ここで終わると「アメリカはロイヤルティの上限 50%という規制があるじゃないか(F C規制法)」と反論を頂きますので、

実はアメリカという国にはF C規制法はないのです。あるのは州法（24州）です。州によって契約内容を変えるわけにはいかないので、一番厳しい州法に合わせて契約内容を作っているのです。

その結果、アメリカの7-11はロイヤルティが50%なのです。

ロイヤルティの規制があるのは全世界でアメリカの一部の州だけなのです。（州法の詳しい内容までは判りませんでした）

F C情報開示法：日本にあります。ただ、名前が違うだけ。そしてその内容は世界でも有数の厳しいものです。

F C規制法：実質、特殊なケースで存在するだけです。ご存知のように州法はかなり無茶なものが存在しますから。

さて、ここまで書いてきたら私はF C規制法制定に反対のように思われるでしょうが、ただ1点、最低収入に関する規制は存在しても良いのではと思っています。それ以外は規制緩和の流れに逆行し、自由経済を阻害する甘い考えで愚かとしか言いようがありません。

本部に頼り、国に頼り、甘えた結果が希望に沿わなければ今度は他者に責任を押し付け、他者を誹謗中傷することで自分を正当化する。騒いでいる人たちはいつになったらこんな考えを捨てることが出来るのでしょうか？

結論：何かを始めるならまず、情報収集から始めましょう。

補足説明・コンビニ会計説明の錯誤

説明内容に基本的な間違いが多いため重要語句を補足説明させていただきます。

これは原価 70 のうち 30 を本部が負担しています

間違いです。本部側は売上原価 0 ですから何れの場合も何も負担していません。

但し、売上が減少した分は徴収するチャージ料は減少しますし、廃棄商品原価を売上原価として処理(期末棚卸額より減額)するとチャージ料は減少します。強欲な本部はその事に耐えられなくコンビニ擬似会計により徴収するチャージ料を減算しない方法を探り続けています。

本部で徴収するチャージ料率が 60% と高いため一見異常な数値に見えますが、一般会計は加盟店側で原価 70 を負担する為、増えた売上原価 70 に対しての 60% のチャージ料は免除するように、会計原則に適合した処理を求めています。

=最終利益 92 円

適正な会計処理です。廃棄商品原価に課せられる不公正チャージ料の徴収分が控除され取引基準となります。

①120-□92=38 これは原価 70 のうちチャージ率と同じ 40% の負担を店がしています

120-□92=28 となりますが、適正な会計処理といえます。

「原価 70 のうちチャージ率と同じ 40% の負担を店がしている」と理解するのではなく、チャージ率が異常に高く 60% である為、店で発生した廃棄原価を会計原則に従って期末棚卸額より控除すると、原価 70 に課せられたチャージ料は 42(72-28)減額となる。と理解できる。この場合も、本部側は売上原価 0 ですから何も負担するものではありません。

廃棄になった商品、品べりを起こした商品、その負担は誰がすべきか。

答えは分かりきっています。そしてその正しい答えに沿った会計処理をなさねばなりません。

横行霸道(おうこうはどう)な論理です。原価分の負担は店側で行なっています。その上で、会計処理については会計原則を遵守した適性な処理をお願いしている事に対し、「答え(正しくはない)に沿った会計処理をしなければならない。」とは本末転倒も甚だしい。

結論：廃棄原価を店の全額負担にするには、コンビニ会計しか処理の方法がない。

間違いです。そのような事はありません。大企業の傘の下にいると陥り易い考えです。執筆者自信が事の重大さに気付いていません。大企業に於ける会計操作説明の重要なヒントです。この不公正な取引基本契約の基でも会計処理は適正に処理することが可能です。

チャージ計算後に廃棄原価を販売費に振替えるという不適正な会計処理を止めて、期末棚卸額を減算することです。

加盟店が廃棄原価を全額負担するためにはコンビニ会計しかないわけですから、

そのような事はありません。執筆者のいう会計論理は牽強付会(けんきょうふかい)で全体のレベルが低いものを感じられます。理由は繰返しになりますが、一般会計によって廃棄原価を加盟店が全額負担することは充分可能です。執者は(本部で徴収するチャージ料減額 = 加盟店の廃棄原価負担)の思い込みが抜けきれていません。

「営業費として加盟店の負担となることは当然」

判決内容を確認して下さい。執者が如何に牽強付会を述べても、それらしきことも見当たりません。会計知識をお持ちの方はご承知の通り、消費期限切れの廃棄商品や万引き等による品べり原価は、売上原価要素であり営業費で処理することは不適正な会計処理となります。

裁判で確定したのが誤) 一般会計 正) コンビニ会計です。

判決内容を確認して下さい。会計知識が決して充分とは言えない裁判官であっても、そのような(無分別・不適正)事は判決文にありません。

不当に売上総利益を縮小しろ

安易に不当の言葉を述べていますが、不当とは何でしょうか？。

もしや不公正取引・不適當会計処理・の意味でしたなら、正に本部企業の行為そのものであり改善を強く望みます。

一般会計を比較の対照にすることは不適正なのです。不適正な比較ならいくらでも創出できます。

日本式コンビニシステムの基本的間違いを自らが述べています。

このような身勝手な会計処理を企業が行なわないようにする為企業会計原則があり、IT化や業態のグローバル化に伴い会計報告の信頼性確保を目的に日本版SOX法が施行されました。更に重要なことは、此処で述べている廃棄商品原価の不適正な会計処理は、コンビニ会計による多くの重大な身勝手な会計処理の一部であることです。これらを含む一連の会計処理は、企業会計で最も重要な基本原則である真実性の原則を満たすことができません。

7のチャージは高いのでLのチャージを適用しろ

合理性や正当性が不必要

執筆者は合理性や正当性について何を言いたいのでしょうか？。

セブンイレブンの平均日販を630千円として、加盟店の経営維持が可能なチャージ率の最大許容範囲が50%です。(米国7-11やローソンが偶々同一) 勿論この平均日販630千円は以前の数値であり、毎年平均日販は下がり続けて現在では600千円を下回るため、経営維持が

可能なチャージ率の最大許容範囲は50%を更に下回ります。

執筆者が何度・如何に牽強付会を述べても、作為は隠せません。あなた方の企業としてはコンビニシステムの合理性や正当性・公正性について、直接本部経営陣にお伺いして科学的説明を求めましたが答えが出せないでいます。

また、経済合理性については当サイトにも記述がありますので参照願います。

実はその例外とは世の中に存在していない

何か空想めいたことを記述していますが、詳しくは必要ありません。

アメリカの7-11はロイヤリティが50%

詳しいご説明ありがとうございました。

このような調査資料は本部社員でなければ到底できることではなく、お礼申し上げます。

ところで、アメリカ7-11のロイヤリティ50%が本部企業と加盟店の経営に与える影響は、どの程度になるでしょう。「日本7-11がコンビニ発祥の米国7-11(旧・サウスランド社)のシステムを手直し無しで移設したのは会計システムだけ」だと言われて来ましたが本当でしょうか。この辺りの説明がお聞き出来ると、さらに有りがたかったと思います。

こうした説明は直接本部経営陣にお伺いしても、回答できない内容ですから執筆者による説明は難しいかと思われますので、当方のホームページか書籍にて公開させて頂きます。

規制緩和の流れに逆行し、自由経済を阻害する甘い考えで愚か

規制の網を潜って守銭奴に徹し、ステークホルダーの現実から目を逸らしている執筆者が、ここで言うべき言葉ではありません。

本部に頼り、国に頼り、甘えた結果が希望に沿わなければ今度は他者に責任を押し付け、他者を誹謗中傷することで自分を正当化する。騒いでいる人たちはいつになったらこんな考えを捨てることが出来るのでしょうか？

最後は随分と身勝手なまともになってしまいましたが、このような調査資料を纏める時間と暇がありましたなら、国内の現実を調査研究し実態を把握して、この危険な仕組みを改善・改革することに力を注いで頂きたいをお願いします。

当方のホームページでも、その問題点や改善・改革の政策提言を記述させて頂いておりますので、参照願います。